多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和８年５月１日

和　歌　山　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第８条第４項において準用する同法第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、第８条第４項において準用する同法第７条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			和歌山市永山	無	Ｒ７年度 ～ Ｒ１１年度	永山集落
	○			和歌山市木枕	無	Ｒ７年度 ～ Ｒ１１年度	木枕集落
	○			和歌山市大河内	無	Ｒ７年度 ～ Ｒ１１年度	大河内集落
	○			和歌山市平尾	無	Ｒ７年度 ～ Ｒ１１年度	平尾集落
	○			和歌山市奥須佐	無	Ｒ７年度 ～ Ｒ１１年度	奥須佐集落
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	